

転入・転出

転入・転出等の届出はお早めに

3月から4月にかけては、就職や転勤等で住所が変わる方が多くなります。住所が変わる場合は、市役所への届出が必要ですので、早めに手続きをしてください。なお、届出の際には、運転免許証やマイナンバーカード(個人番号カード)などで届出人の本人確認をします。また、本人及び世帯主、世帯員以外の方が届出をされる場合は、委任状が必要です。

■ 転出するとき

転出予定日と転出先が確定してから届出をください。必要なもの マイナンバーカード(お持ちの方のみ)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、印鑑、国民健康保険証(加入者のみ)、後期高齢者医療保険証(該当者のみ)、介護保険証(該当者のみ)、子ども医療費受給者証(該当者のみ)、印鑑登録証(登録者のみ)

■ 転入するとき

転入した日から14日以内に届出をください。必要なもの 転出証明書またはマイナンバーカード(お持ちの方のみ)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、マイナンバー通知カード、印鑑

■ 転居する(市内で住所が変わる)とき

転居した日から14日以内に届出をください。必要なもの マイナンバーカード(お持ちの方のみ)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、マイナンバー通知カード、印鑑、国民健康保険証(加入者のみ)、後期高齢者医療保険証(該当者のみ)、介護保険証(該当者のみ)、子ども医療費受給者証(該当者のみ)、外国人の方は在留カード

■ 問合せ 市民生活課市民係
TEL 72-1111(内線149)

採用試験

市立病院職員を随時募集

採用職種、予定人員及び受験資格

- 職種 薬剤師
- 採用予定人員 1名
- 受験資格
 - ① 薬剤師免許を有する者
 - ② 昭和34年4月2日以降に生まれた者
 - ③ 試験当日現在、市内医療機関の正規職員でない者
- 欠格事項 受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - ・ 日本国籍を有しない者
 - ・ 成年被後見人または被保佐人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
 - ・ またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 枕崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成

し、またはこれに加入した者

■ 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。

第1次試験 教養試験、専門試験、作文試験

第2次試験 面接試験、健康診査(医療機関発行の健康診断書提出)

■ 試験の時期及び会場

受験票に記載する日時・場所 ※一定期間の応募者に対して、試験日時・場所を記載した受験票を送付します。

■ 受験手続及び受付期間

受験申込書の請求及び提出先 枕崎市立病院管理係
〒898-0034 枕崎市日之出町230番地

※申込書は市立病院に備え付けています。郵送による請求の場合は、切手(120円)を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号・縦33

※申込書は市ホームページからダウンロードできます。

※受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日、祝日、年末年始は除く)

■ 合格発表

第1次試験、第2次試験ともに、試験日後14日以内に、受験者全員に合格結果を文書で通知します。

■ 採用

最終合格者は、合格発表後の翌月1日からの採用予定です。

■ 給与

給与は、枕崎市立病院事業企業職員の給与に関する規程に基づき支給されます。

※枕崎市職員の定年等に関する条例に基づき、職員の定年は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとなります。

■ 問合せ 枕崎市立病院管理係
TEL 72-0303

軽自動車税

軽自動車の名義変更・廃車手続き等について

原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車を取得・譲渡したときまたは住所が変わったときは15日以内に、廃車したときは30日以内に申告(手続き)が必要です。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税される税金です。4月2日以降に廃車等の手続きをした場合でも、月割りによる減額はなく、その年度の税額を全額納めていただくこととなります。廃車の手続きが完了するまでは軽自動車税が課税され続けますので、名義変更や廃車手続きは4月1日までに行ってください。

また、所有者が死亡した場合も名義変更等の手続きをお願いします。

原動機付自転車、小型特殊自動車用の申告書は市役所税務課に備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◎原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車 廃車手続きに必要なもの

- ・ 所有(使用)している方の印鑑(名義変更については新旧所有者(使用者)の印鑑)
- ・ ナンバープレート
- ・ 標識交付証明書

申告先 税務課課税係 TEL 72-1111(内線154・155)

◎軽自動車(四輪、三輪、250cc以下の二輪)

申告先 全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所(鹿児島市谷山港2丁目442) TEL 099-2614011

◎二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)

申告先 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局(鹿児島市谷山港2丁目41) TEL 050-55402089

■ 問合せ 税務課課税係 TEL 72-1111(内線154・155)

滞納整理

3月は市税等滞納整理強化月間です

「差押え」を強化します

市では、毎年増加傾向にある市税等の滞納額の縮減と収納率向上を目指し、3～5月を「市税等滞納整理強化月間」として滞納解消に取り組まします。納税について誠意のみられない滞納者に対しては、給与や預貯金の差押えのほか、搜索やタイヤロックによる自動車やバイクの差押えなど、厳正・公平な徴収対策を強化します。

納期限を過ぎて納付した場合「延滞金」を加算

市税等に未納があると、本来納めるべき税のほかに督促手数料(1期ごと100円)、延滞金(納期限1カ月経過までは年2.6%、1カ月経過後は年8.9%)も納めなければならなりません。延滞金は納期限の翌日から計算され、原則、減免はありません。市税等の納め忘れがある方は早めに納付をお願いします。

「口座振替」のご利用を

口座振替は、指定した金融機関の口座から自動的に振替納付されるので、市役所や銀行に納付に行く手間が省け、納め忘れもなく便利で安心です。手続きは税務課や市内金融機関で行えますので、ぜひ、口座振替の申請手続きをお願いします。

納税が困難な方はご相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休止、失業などのやむを得ない事情により市税等の納期ごとの納付が困難な方は、早めに税務課にご相談ください。

休日(毎月第3日曜日)市税納付・相談窓口を開設

開設時間 午前8時30分～午後5時15分

※お越しの際は、宿直室員へ申し出てください。

※税の賦課に関する問合せに

■ 県・市町合同公売会

1月25日に県民交流センターで、県と12市町による合同公売会が開催されました。公売会は市税等の滞納により差し押さえた財産を売却して、その買受代金を滞納している税に充てることにより、滞納額の縮減を図るものです。公売会には美術品や日用品など、330点の公売物件が出品。そのうち304点が売却され、滞納市税等に充てられました。



■ 本市の差押実施件数等

内訳	平成28年度(実績)	平成29年度(+30.2月末現在)
給与	25件	6件
預貯金	15件	27件
生命保険	1件	1件
その他債権	35件	14件
計	76件	48件
換価による税収等	5,412,498円	2,790,798円

■ 問合せ 税務課管理収納係
TEL 72-1111(内線152・153)